

## 臨時記者会見（緊急経済対策） 会見録

日 時 4月24日（金）11時～

会 場 本庁舎14階大会議室

出席者 一宮市 中野市長、福井副市長  
経済部…服部部長

報道機関 中日新聞、読売新聞、朝日新聞、中部経済新聞  
東海テレビ、中京テレビ、CBCテレビ、ICC、FMいちのみや

市長から、新型コロナウイルスにかかる一宮市「緊急経済対策（その1）」について、別添骨子、資料1～3により説明。

（市長）私の方から一宮市緊急経済対策（その1）を発表させていただきます。

現下の新型コロナウイルスを起因とする地域経済が大変厳しい状況となっております。一宮市内でも市議会の議員の方々、何よりも商工団体として一宮商工会議所や尾西商工会、木曾川商工会の皆様方から、一刻も早い経済対策の必要性につきご意見ご要請ご要望をいただいております。

もちろん国、県、愛知県も様々な対策を講じておられます。それと歩調を合わせつつ一宮市としても動いているわけですが、国、県の施策の中で手が届いていないところ、ここ一宮市オリジナルで何ができるんだろうか、というところを調整してまいりまして、もちろんスピード感も非常に重要ですので、本日こうした形で発表させていただきます。

お手元に資料を用意させていただいております。

「地域活動を支援」「疲弊する事業を支援」「小中学生の家庭を支援」と3本柱になっております。1番目と2番目は地域経済また疲弊するこの地域のビジネスを応援するという趣旨は同じですが、最初の柱は国や県の枠組みスキームの中で手が届いていないところに一宮市が支援を講じるものです。二つ目の柱については、国や県の関与がないところで一宮市独自で措置を講じるというものをまとめております。

県の方も日々刻々と変わる状況で、休業協力金50万円も途中で面積要件が緩和され、昨日からは理容美容業界も対象となるなど新しい動きがあります。

そうしたことも見極めまして、私どもが本日まとめましたが、地域経済を支援ということで「**一宮市新型コロナウイルス感染症対策協力金**」です。

一宮市としては、県の協力金の50万円の枠外で、4月28日火曜日から5月6日水曜日までの休業につきまして、一宮市独自で10万円を支給させていただきます。

1つ目として、こちらは県の協力金制度では対象外となっているものに手当てをしたと考えております。

ここ一宮市、私どもの地はモーニング発祥の地と言われております。非常に喫茶店文

化が盛んです。しかしながら今回の県の休業協力金では、夜間営業されるバーや居酒屋などといったところは夜8時よりも早く店を閉める場合であれば対象となる。しかし市内に500を超える店舗がある喫茶店は、もともと朝昼夕方ぐらいまでしか営業していません。それでも多くの市民の皆様方が喫茶店に集まり、談笑され日々楽しい生活を過ごされておりました。本来は良いことではありますが、今は、緊急事態ということで、それも少し考えていただきたいという思いで、私ども10万円ではありますが、朝昼夕方に営業しているお店も、枠の中に含めて休業協力金というものをご用意させていただきました。

2つ目として、新たな県の協力金制度でも対象外となる理容業・美容業がございます。昨日始まった県の制度では、組合に加盟しているところが対象となりますが、業界団体に所属していないところも我々が把握しているところでは3割超あると確認しております。こうしたところも、もし期間中休業していただけるのであれば、協力金として10万円を支給させていただこうと準備を進めております。

3つ目として、県の支援対象施設であっても、先程の居酒屋やバーの方でも、協力金を受け取るためには一定期間店舗を閉めなければなりません。県の開始期間に間に合わなかった4月17日や18日に乗り遅れた方も、一宮市が設定する4月28日火曜日から5月6日の水曜日までの間、休業していただけるのであれば、一宮市から休業協力金10万円を支給させていただきたい。この3つが県の協力金制度に加えて、一宮市独自で措置を講じるものです。

地域経済を支援の2つ目、②一宮市持続化給付金です。

こちらは国、経済産業省がビジネスでお困りの方を応援しようというもので、持続化給付金というものがあります。個人事業主の方であれば最大100万円まで、法人の方であれば最大200万円までですが、これは前年同月比の売上が5割以上減った方が対象となるものです。しかしながら45%減った人30%減った人はどうなんだろうと、いう話もありますので、我々一宮市としては、3割減、3割以上減った方に対しては一宮市独自で法人の方は最大で10万円、個人事業主の方は最大で8万円でございますが支給させていただきます。

以上が国・県の枠組みと歩調を併せつつ、しかしながら国・県の手が届かないところに市独自で受け皿を用意するものです。

3本柱の2つ目、「**疲弊する事業を支援**」です。

こちらは国・県の関与がない市の支援策となります。

①事業所税の優遇措置の延長ですが、こちら事業所税ですが、人口30万人以上の愛知県では名古屋、春日井、一宮、豊田、豊橋、岡崎の6市しかないわけです。

少し詳しく説明したいので、資料No.2をご覧ください。事業所税とは、ということで、説明をさせていただいております。人口30万人以上の都市が都市環境の整備及び改善

に関する事業に必要な費用に充てるための目的税です。ご想像いただけるとお分かりいただけると思いますが、何も無い山の中にポツンと工場がある場合と、人が大勢住んでいる住宅がいっぱいあるところに工場があるのでは、当然道路であれば交通安全施設を付加的に設置する必要があるとか、必要な行政サービスや行政コストが増えてまいります。そうしたものを賄うために、昭和 50 年に始まった事業所税という制度です。人口 30 万人以上ということですが、一宮市の場合は平成 17 年に市町村合併を行っております。旧一宮市、旧尾西市、旧木曾川町 2 市 1 町で合併を行いました。合併前までは一宮市は人口 20 万人台でしたが、合併することによって人口 30 万人を超えこの事業所税がスタートすることとなりました。よくよく考えると人口密度は変わらないわけです。人口は増えても面積も増えますので、人口密度は増えてないというので、一宮市としては優遇措置を設けておりました。そして優遇措置を設けた上で、徐々に徐々に上げていくと、もちろん国の方ともいろんな議論をしておりました。同じように四日市市や前橋市、高崎市なども合併によって人口 30 万人を超える状況になったものですから、果たして人口密度は変わってないのにこうした税金を事業所の皆様にお支払いいただくのはどうかということもありました。それでも、一旦ルール通り納めていただいた上で、その分野に対して支援策、補助金や交付金を使いましょうと、ということが世の大勢となってきたところなんです。

私ども一宮市も当初は繊維産業については 3/4 減免、それ以外の業種も 1/2 お願いするということでしたが、徐々にルール通りに戻していくということで、1/2 は 4/8 ですので 1 年ごとに 4/8→3/8→2/8→1/8 減免割合を減らしていくという制度で対応していました。現在は減免割合が 3/8 ということですので、この 1 年間の減免割合を 3 年間延長いたします。床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上従業員 100 人以上の中小企業でも比較的大きな規模の事業所の方にお支払いいただいております。一宮市内での課税対象となる皆さまですが、繊維業界や食品製造業など地域のリーディング産業の方が対象となっております。こうしたところに頑張ってください、一宮市の地域経済をこれらも引っ張っていただきたいという思いで、優遇措置を 3 年間に延長させていただきます。

2 つ目の「**飲食業の支援について**」です。

すでに一宮商工会議所をはじめ各種団体で動きがございます。出来るだけ早く我々としても実効性ある形で応援したいと思っております。

市内の飲食店でテイクアウトやデリバリーを利用しようというキャンペーン。ウェブサイトが数々立ち上がっております。そうしたところと連携をしながら、我々一宮市のふるさと納税の返礼品を、キャンペーンで差し上げようということで応援できたらという思いで準備を進めております。

また、テイクアウト支援ということで、一宮商工会議所と尾西商工会、木曾川商工会も

参加の「いちみんなび」や、市民団体でチアフルママさんの「#テイクアウト138」、若手事業者有志での「いちのみや飲食店未来チケット」など、こうしたものをどういう形で応援していくかと、どうしても市役所が関与しますとお金を出すと口を出さなくてはいけなくなる、そうしたことで使い勝手が悪くならないように、応援の仕方の調整を始めております。

最後の3つ目の柱について説明させていただきます。「**小中学生を支援**」です。

一つ目が臨時休校、昨日、私どもからも5月末までと延長について発表させていただきました。臨時休校3月の初めから続いております。代わりにはなりませんけどもオンライン学習こうしたものも何とかできないかと、一宮市の教職員も頑張らせていただいております。ただ、休校に伴い色んな費用もかさんでいると思いますので、小学生中学生のお子さま1人当たり5,000円という形で一時金を支給させていただきたいと思います。もう一つ②にあります、「**就学援助が必要な世帯への昼食費の支援**」です。

これは、支援が必要な家庭の方に対してのものとなります。

休校に伴い、学校給食が3月4月5月と提供できないという状況で、その補てんということでお一人当たり9,600円それぞれの家庭に支給できるよう準備を進めております。要保護及び準用保護世帯の児童・生徒として約32,000人中3,000人程が対象となります。

最後に、特別定額給付金、一律10万円になりますが、一宮市38万5千人の方たちに10万円で予算規模としては385億円、400億円に近い金額になります。一宮市の年間予算が1千億円程度、いかに大きい金額が動くかということでございますので、こちらを1日も早くお届けできるよう準備することも、経済対策につながるのではないかと考えております。

(副市長) 市議会の各会派、経済団体の皆様からのご要望をいただいております。事務方トップとして、スピード感を持って政策の実施にあたってまいります。

どんどん状況が変わっておりますので、これで終わるということではなく走りながら考えていくということも大事だと思います。新しい課題が出ればその都度対応していきたいと考えております。皆様のご協力をいただきますようお願いいたします。

(市長) スピード感ということで、小中学生の家庭支援で、臨時休校が続いている児童・生徒のご家庭に一時金を支給ですけども、こちらは給食費の口座に振り込ませていただくやり方とすることで、何とか来月中、来月の終わりから振り込めるのではないかと考えております。児童手当の一時加算も6月になるとの話も伺っておりますので、出来るだけ早く市民の皆様のお手元に届くように頑張っていきたいと思っております。

## 質疑応答

### ■一宮市新型コロナウイルス感染症対策協力金

(記者) 一宮市の休業協力金の10万円の根拠は？

(市長) 愛知県は3週間程度で50万円であり、一宮市独自は4/28-5/6のGW中の9日間と短期間となるので10万円とした。

(記者) 対策協力金の対象施設1,200の

- ・昼間営業の喫茶店
  - ・組合非加盟の理美容業店
  - ・愛知県の休業協力金の対象で規定開始日から休業しなかった施設
- それぞれ店舗数はどの程度か？

(経済部長) 喫茶店600、組合非加盟の理美容店400、県の対象とならない店舗は推計するのは困難ではあるが200程度とみている。

(記者) 一宮市独自で喫茶店を対象としたのは、要望が多くあったからか？

(市長) 県の協力金制度を担当する市の商工観光課へ問い合わせが多くあったと聞いている。また、市民メール等で「喫茶店が多く客で賑わっているが、今の時期に大丈夫なのか？」などのご意見もいただいていることもある。

### ■一宮市小中学生給付金

(記者) 一宮市小中学生給付金は、一宮市立の小中学校に通う子どもだけを対象としているのか。

(市長) 今は考えていないが、私立中学も市内に1校あり検討を始めていかなければならない。市民であれば支給対象に加えたいと思う。

(市長) 補足すると、児童手当に加算などでは支給が6月になってしまう。できるだけ5月末からでも、早く支給できるよう、市の給付金は給食費の引き落とし用の口座を利用することとさせていただいた。

### ■特別定額給付金

(記者) 早いところは、5月中の支払いができるようだが、一宮市はどうか？

(市長) 人口規模により実施時期が異なるが、出来るだけ5月中の発送ができればいいかと思う。発破をかけてやります。

(記者) 385億円の財源は、どうなりますか？

(市長) 全額国負担です。

# 令和2年4月24日 臨時記者会見資料

## 一宮市「緊急経済対策（その1）」骨子

### ■地域経済を支援（国・県の枠組みの対象外を市が支援）

#### ①一宮市新型コロナウイルス感染症対策協力金

→ 県の休業協力金（50万円）の枠外で、4/28(火)～5/6(水)の休業について、一宮市独自に協力金10万円を支給します

- ・ 県の協力金制度では対象外となっている昼間営業の喫茶店等も対象
- ・ 新たな県の協力金制度でも対象外となる理容業・美容業施設も対象
- ・ 県の支援対象施設で、規定の開始日から休業しなかった施設でも、上記期間で支援

#### ②一宮市持続化給付金

→ 経済産業省の持続化給付金（個人事業主で最大100万円など）は、売上が対前年比50%以上の減少が条件であるところ、一宮市では売上30%以上減少まで支援対象を拡大して、最大で法人10万円、個人事業主8万円、を支給します

### ■疲弊する事業を支援（国・県の関与がない市の支援策）

#### ①事業所税の優遇措置の延長について

事業所税の経過措置の減免割合（現行3/8減）を1年間から3年間に延長します

#### ②飲食業の支援について

いちのみやフード応援企画

→ 「食べて応援！食べてリラックス！」として、テイクアウトやデリバリーのご利用で一宮市の産品が当たる抽選に応募ができ、飲食店を応援する企画を行います

その他：市内民間団体の支援事業をサポート

→ 市内民間団体が行うチケット企画等の支援事業のPRを行うなど応援策を検討します

### ■小中学生の家庭を支援

#### ①3月から臨時休校が続いている児童・生徒のご家庭に一時金を支給

→ 在宅による家庭学習等の負担増への支援として5,000円/人を支給します

#### ②就学援助が必要な世帯へ昼食費を支援

→ 休校が続くことにより、負担増となる昼食費として9,600円/人を支援します

※特別定額給付金（一律10万円）の早期給付（規模385億円）

## 市長記者会見 資料 No. 1

タイトル (事業名等)	一宮市「緊急経済対策」 地域経済を支援										
概要	地域への経済対策について、国・県の支援策が対象外としている部分まで適用範囲を広げ、市独自のきめ細やかな支援を行います。										
<p>① 一宮市新型コロナウイルス感染症対策協力金</p> <p><b>【予算規模：約1億3千万円(事務費含む)】</b></p> <p>一宮市の感染の厳しい状況を踏まえ、愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金の支給について、一宮市独自で対象施設を定め、休業協力金を支給する。 (拡大措置)</p> <p>休業期間：令和2年4月28日(火)～5月6日(水) 9日間          協力金額：100,000円〔1事業者当たり〕          対象施設：想定1,200件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○食事提供施設(営業時間が5時から20時の間のもの) 例：喫茶店</li> <li>○愛知県の協力金対象施設で休業要請開始日(4/18, 4/23)から休業、又は営業時間短縮できなかったもの。</li> <li>○愛知県の協力金制度の対象外となる理美容業施設</li> </ul> <p>※愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金  <b>【愛知県・一宮市 各1/2：1事業者当たり500,000円】</b></p> <p>※理美容業界に対する休業協力金  <b>【愛知県・一宮市 各1/2：1事業者当たり200,000円】</b></p> <p>② 一宮市持続化給付金</p> <p><b>【予算規模：約4億円(事務費含む)】</b></p> <p>経済産業省所管の「持続化給付金」(個人事業者で最大1,000,000円など)は売上が対前年同月比50%以上減少した事業者が対象だが、30%以上減少した事業者まで範囲を広げ、給付金を支給する。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">想定件数：</td> <td style="padding-right: 20px;">法人</td> <td style="padding-right: 20px;">1,500件</td> <td style="padding-right: 20px;">個人事業者</td> <td style="padding-right: 20px;">3,000件</td> </tr> <tr> <td>支給金額(上限額)：</td> <td>法人</td> <td>100,000円</td> <td>個人事業者</td> <td>80,000円</td> </tr> </table> <p>※申請については愛知県及び経済産業省の方法に合わせて実施を予定しているため、4月27日(月)以降、状況が分かり次第、市ウェブサイトへ掲載告知します。</p>		想定件数：	法人	1,500件	個人事業者	3,000件	支給金額(上限額)：	法人	100,000円	個人事業者	80,000円
想定件数：	法人	1,500件	個人事業者	3,000件							
支給金額(上限額)：	法人	100,000円	個人事業者	80,000円							
担当、問い合わせ先	経済部商工観光課 担当者：村上(直通番号0586-28-9130)										

## 市長記者会見 資料 No. 2

タイトル (事業名等)	一宮市「緊急経済対策」 疲弊する事業を支援													
概 要	疲弊する事業に対して、一宮市が独自の支援を行います（：国・県の関与がないスキームです）													
<p>① 事業所税の優遇措置の延長について【減免規模 約2億4千万円】</p> <p>現行の経過措置の減免割合（8分の3）を「1年間」から「3年間」に延長します。          ※令和2年10月1日からの減免割合：(変更前) 4分の1 → (変更後) 8分の3          ※令和3年10月1日からの減免割合：(変更前) 8分の1 → (変更後) 8分の3          ※事業所税とは・・・人口30万人以上の都市等が道路、ごみ処理、上下水道、公害防止など都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税。一宮市は平成22年10月から課税開始。市内の対象事業者数は871、総額約10億円（令和元年度実績）</p>														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 40%;">資 産 割</th> <th style="width: 45%;">従 業 者 割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">課税標準</td> <td>事業所用家屋の床面積 (借り受けている分を含む)</td> <td>従業者給与総額 (賞与を含み、退職金除く)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">税率</td> <td>1㎡につき600円</td> <td>従業者給与総額の100分の0.25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">免税点</td> <td>合計床面積1,000㎡以下</td> <td>合計従業者数100人以下</td> </tr> </tbody> </table>				資 産 割	従 業 者 割	課税標準	事業所用家屋の床面積 (借り受けている分を含む)	従業者給与総額 (賞与を含み、退職金除く)	税率	1㎡につき600円	従業者給与総額の100分の0.25	免税点	合計床面積1,000㎡以下	合計従業者数100人以下
	資 産 割	従 業 者 割												
課税標準	事業所用家屋の床面積 (借り受けている分を含む)	従業者給与総額 (賞与を含み、退職金除く)												
税率	1㎡につき600円	従業者給与総額の100分の0.25												
免税点	合計床面積1,000㎡以下	合計従業者数100人以下												
<p>② 飲食業の支援について</p> <p>いちのみやフード応援企画～食べて応援！食べてリラックス！～について</p> <p>【予算規模 数百万円（事務費含む）】</p> <p>ア 事業概要 市内の飲食店のテイクアウトまたはデリバリーを期間中に利用の上、応募者から抽選で景品が当たるキャンペーンを実施します。</p> <p>イ 対象期間 5月中（予定）</p> <p>ウ 景 品 抽選で「一宮市のふるさと納税（2万円寄付相当）返礼品から1つ選べる権利」を進呈します。</p> <p>その他：市内民間団体の企画の応援について</p> <p>ア 事業概要 市内民間団体の実施している支援事業について、市ウェブサイトでのPRを行う等の応援策を検討します。</p> <p>イ 民間団体が実施する支援事業の例          &lt;テイクアウト支援&gt;・いちみんなび ・#テイクアウト138          &lt;先払いによる飲食店支援&gt;・いちのみや飲食店未来チケット</p>														
担当、問い合わせ先	<p>① 財務部 市民税課          担当者：平林（直通番号0586-28-9150）          内線：1160</p> <p>② 経済部 商工観光課          担当者：村上（直通番号0586-28-9130）          内線：1610</p>													

市長記者会見 資料 No. 3

タイトル (事業名等)	一宮市「緊急経済対策」 小中学生を支援
概 要	3月から臨時休校が続いている一宮市内の小中学校に通う児童・生徒を持つ家庭や、就学援助が必要な世帯への支援を行います。
	<p>① 一宮市小中学生給付金【予算規模 1億7千万円（事務費含む）】                      家庭学習のための通信費や教材費への支援として、1人5,000円の「一宮市小中学生給付金」を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象                              市内小中学校に通う児童・生徒（約32,000人）</li> <li>・実施時期、方法                              5月末頃から給食費口座に振り込み</li> </ul> <p>②就学援助が必要な世帯への昼食費の支援【予算規模 約3千万円（事務費含む）】                      学校給食費が免除されている世帯に対し、休校が続くことにより負担増となる昼食費の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象                              要保護及び準要保護世帯の児童・生徒（約3,000人／32,000人中）</li> <li>・実施時期、方法                              7月下旬に指定口座に振り込み</li> <li>・援助額、期間                              1人あたり9,600円（1食300円×32日（4、5月））</li> </ul>
担当、問い合わせ先	<p>①教育文化部総務課                      担当者：中村（直通番号0586-85-7070）                      内線：2610</p> <p>②教育文化部学校教育課                      担当者：春日井（直通番号0586-85-7072）                      内線：2630</p>